

お客さま各位

大阪商工信用金庫

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応について

令和5年10月1日より消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。当金庫では適格請求書発行事業者として、インボイス制度への対応を下記のとおりご案内させていただきます。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

登録番号： T 7 1 2 0 0 0 5 0 0 2 3 3 7
名称： 大阪商工信用金庫
本店又は主たる事務所の所在地： 大阪府大阪市中央区本町2丁目2番8号

2. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。また、当金庫とお取引のあるお客様にはインボイスの要件を満たした「インボイス管理票」をお客様のご依頼により発行いたします。

3. 自動振替でお支払いいただく各種手数料について

預金口座より自動振替の方法で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」をお客様のご依頼により発行いたします。

4. インボイス管理票について

インボイス管理票は原則電子交付とさせていただきます。IDの通知、インボイス管理票の取得方法等の詳細が決まり次第お知らせいたします。

5. A T Mおよび両替機でのお取引について

A T Mおよび両替機でのお取引につきましては、「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）」に該当し、インボイスの交付が免除されています。当該取引については、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、A T Mおよび両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応した様式変更は行いませんのでご了承ください。

6. その他ご留意事項

インボイスの再発行はいたしかねますので、大切に保管いただきますようお願いいたします。

以上